

2023年10月24日

各 位

会 社 名 霞ヶ関キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河本幸士郎  
(コード番号：3498 東証プライム)  
問合せ先 取締役管理本部長 廣瀬一成  
(TEL：03-5510-7653)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年11月29日開催予定の当社第12期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループにおける事業活動の多角化及び今後の事業展開を見据え、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うとともに、それに伴う号数の調整を行うものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(以下、「バーチャルオンリー株主総会」といいます。)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすい環境を整備することで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、感染症拡大防止や自然災害等の大規模災害時のリスク低減にも資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条(招集)に第2項を新設するものであります。

現時点でバーチャルオンリー株主総会を実施する予定はありませんが、本議案が承認可決され本変更の効力が発生した場合には、当社の取締役会が株主総会開催の都度、株主の皆様への利益に最大限配慮しつつ、開催方法を決定いたします。取締役会における審議におきましては、株主の皆様への権利保障と安全を最優先に考え、感染症対策その他の社会的要請、ステークホルダーの皆様のご意見及び当社独立社外取締役の客観的視点に基づく意見を反映し、慎重に決定してまいります。

なお、本議案の上程にあたりまして、当社は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

2023年11月29日（水曜日）

定款変更の効力発生日（予定）

2023年11月29日（水曜日）

以 上

## 【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (条文省略) 1. ～6. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 7. 有価証券の取得、保有、運用 8. ～9. (条文省略) (新設) 10. ～15. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～6. (現行どおり) <u>7. 倉庫業、倉庫管理業、貨物利用運送事業及び貨物自動車運送事業</u> <u>8. ソフトウェアの企画、設計、開発及び運用</u> <u>9. 人材紹介及び人材派遣事業</u> <u>10. 古物営業法に基づく古物商</u> <u>11. 企業間の提携及び合併に関する仲介</u> <u>12. 有価証券の取得、保有、運用、投資及び売買</u> 13. ～14. (現行どおり) <u>15. 投資運用業</u> 16. ～21. (現行どおり)
(招集) 第12条 (条文省略) (新設)	(招集) 第12条 (現行どおり) <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

&lt;本件に関するお問い合わせ先&gt;

霞ヶ関キャピタル株式会社 広報・IR部 / TEL : 03-5510-7653 MAIL : ir@kasumigaseki.co.jp